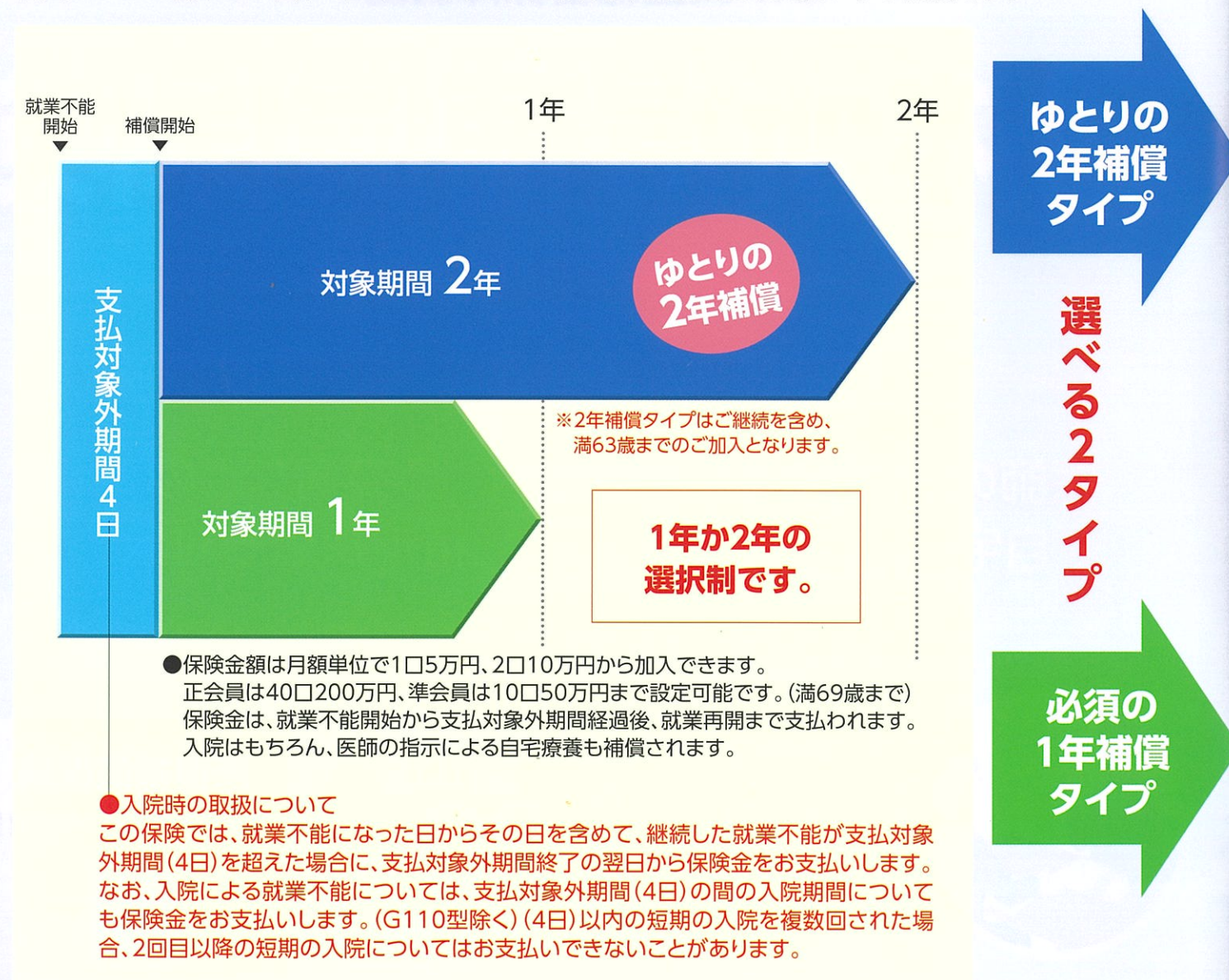


団体所得補償保険の仕組み

就業不能サポート

1年補償タイプに加え、
ゆとりの2年補償タイプも
皆さまのご希望でお選びいただけます。

病気やケガで働けない間、1年または2年にわたり、月々保険金をお支払いする保険です。

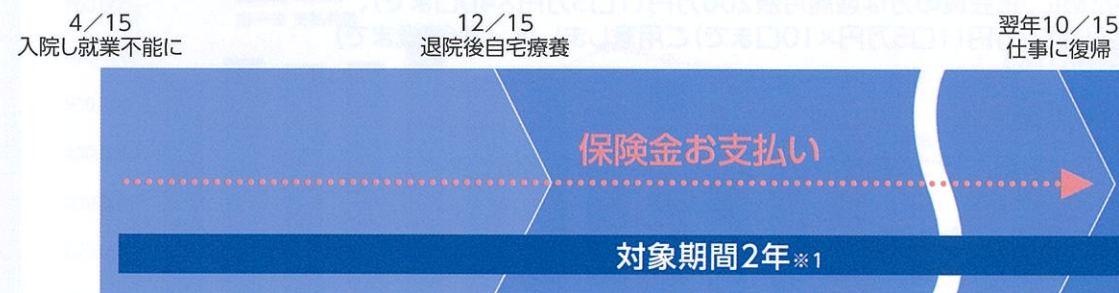


2年補償タイプ

- ◎1回の就業不能に対する対象期間は最長2年間です。
- ◎思わぬ長期療養に備えてゆとりの補償をお望みの皆さまへ。

[準会員保険金お支払例]

会社経営者45歳、月額保険金額30万円でご契約中に…
脳こうそくで就業不能になった。8か月入院ののち退院、その後医師の指示による自宅療養、リハビリ生活が10か月続いた後、仕事に復帰。



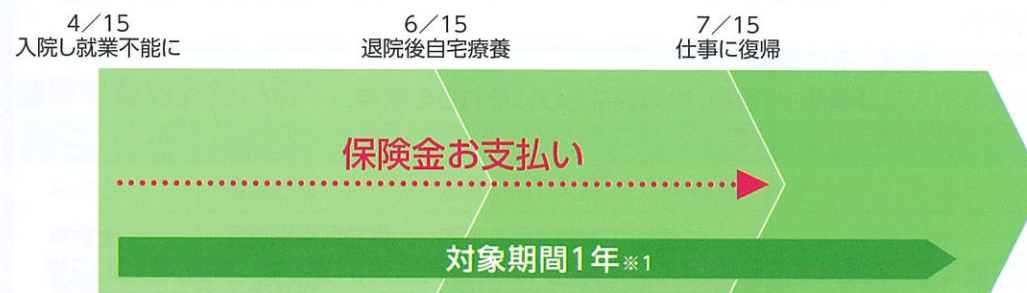
- 就業不能期間：8か月 + 10か月
(保険金をお支払いする期間) (入院期間) (自宅療養期間)
- お受取保険金額：月額保険金額30万円 × 18か月 = **540万円**
- 準会員月払保険料(S210型)：10,681円

1年補償タイプ

- ◎1回の就業不能に対する対象期間は最長1年間です。
- ◎就業不能補償は必要だが、長期の就業不能には別の備えを講じたいとお考えの先生へ

[正会員保険金お支払例]

B先生45歳、月額保険金額50万円でご契約中に…
胃がんで入院、手術。2か月入院ののち退院。その後医師の指示により1か月自宅療養し、仕事に復帰。



- 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)：2か月 + 1か月
(入院期間) (自宅療養期間)
- お受取保険金額：月額保険金額50万円 × 3か月 = **150万円**
- 正会員月払保険料(S110型)：13,719円

※1 対象期間を経過した後の期間の就業不能に対しては保険金をお支払いできません。

※ 就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算します。

割安な
保険料で、
安心延長!